

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年十一月十四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十二番四の一部、百十二番五の一部、百十二番六の一部、百十二番七の一部、百十九番一の一部</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十一番二の一部、百十二番一の一部、百十二番四の一部、百十二番五の一部、百十二番六の一部、百二十番八の一部、百二十番九の一部、百二十番十の一部</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十番の一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五・七</p> <p>五十五・六</p> <p>三十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>